

令和6年度

五所川原市健全化判断比率等に関する審査意見書

五所川原市監査委員

五監委発第14号

令和7年8月15日

五所川原市長 佐々木 孝 昌 様

五所川原市監査委員 小田桐 宏 之

五所川原市監査委員 一 戸 久 男

令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率に関する審査意見書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき審査に付された令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見書を提出します。

目 次

令和6年度健全化判断比率に関する審査意見書

1 審査の対象	1
2 審査の期間	1
3 審査の概要	1
4 審査の結果及び意見	1

令和6年度資金不足比率に関する審査意見書

1 審査の対象	3
2 審査の期間	3
3 審査の概要	3
4 審査の結果及び意見	3

令和6年度健全化判断比率に関する審査意見書

1 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和7年8月5日から令和7年8月15日まで

3 審査の概要

この健全化判断比率審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果及び意見

(1) 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(2) 審査の意見

①実質赤字比率について

令和6年度においては実質赤字額がないため、財政運営は良好な状態であると認められる。
今後も早期健全化基準を上回らないよう健全な財政運営に努められることを望むものである。

②連結実質赤字比率について

令和6年度においては連結実質赤字額がないため、財政運営は良好な状態であると認められる。
今後も早期健全化基準を上回らないよう健全な財政運営に努められることを望むものである。

③実質公債費比率について

実質公債費比率については、令和5年度は8.9%、令和6年度は8.7%と前年度と比較すると0.2ポイント減少している。早期健全化基準25.0%を下回っていることから、財政運営は良好な状態であると認められる。今後も早期健全化基準を上回らないよう健全な財政運営に努められることを望むものである。

④将来負担比率について

将来負担比率については、令和5年度は77.7%、令和6年度は75.5%と前年度と比較すると2.2ポイント減少している。早期健全化基準350.0%を下回っていることから、財政運営は良好な状態であると認められる。今後も早期健全化基準を上回らないよう健全な財政運営に努められることを望むものである。

(単位：%)

	健全化判断比率	令和6年度	令和5年度	令和6年度 早期健全化基準
①	実質赤字比率	—	—	12.59
②	連結実質赤字比率	—	—	17.59
③	実質公債費比率	8.7	8.9	25.0
④	将来負担比率	75.5	77.7	350.0

(注) 実質赤字額等がない場合は、「—」で表示される。

令和6年度資金不足比率に関する審査意見書

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和7年8月5日から令和7年8月15日まで

3 審査の概要

この資金不足比率審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果及び意見

(1) 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(2) 審査の意見

水道事業会計、工業用水道事業会計及び下水道事業会計の資金不足比率については、令和6年度において資金不足が生じていないため、良好な状態であると認められる。今後も資金不足とならない経営を望むものである。

(単位：％)

特別会計の名称	令和6年度	令和5年度	令和6年度 経営健全化基準
五所川原市水道事業会計	—	—	20.0
五所川原市工業用水道事業会計	—	—	20.0
五所川原市下水道事業会計	—	—	20.0

(注) 資金不足がない場合は、「—」で表示される。